

調査		改算		設計		設計者氏名	
<p>令和8年度</p> <p>下田市生活習慣病等重症化予防業務 実施 設計書</p>							
<p>金 円 也</p>							
<p>1. 事業名 下田市生活習慣病等重症化予防業務</p>							
<p>1. 納入場所 下田市 河内 地内</p>							
<p>1. 概要 受診勧奨・保健指導業務一式</p>							





# 令和8年度 下田市生活習慣病等重症化予防業務仕様書

## 1 件名

令和8年度 下田市生活習慣病等重症化予防業務  
(以下、下田市を甲、受託者を乙とする。)

## 2 目的

生活習慣病の重症化を予防するため、医療による治療を要する者のうち、治療中断者及び未治療者に対し、対象者の特性に応じた受診勧奨を行う。受診勧奨を通じて、住民の健康寿命の延伸と医療費適正化の推進を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日までとする。

## 4 履行場所

下田市役所 市民保健課

## 5 業務内容

### 1) 甲が行う業務

関係データ等の提供

委託業務に使用するため、下記のデータを乙に提供する。

ア 医科のレセプト電算コード情報ファイル (2 1\_RECODEINFO\_MED.CSV)

イ DPC のレセプト電算コード情報ファイル (2 2\_RECODEINFO\_DPC.CSV)

ウ 調剤のレセプト電算コード情報ファイル (2 4\_RECODEINFO\_PHA.CSV)

エ 特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報(横展開))ファイル\_(FKAC167)

オ 被保険者管理台帳(S26\_006)

カ 印字用宛名データ

キ 宛名に係る外字ファイル

\*ア～ウ：

①対象者抽出用：対象者抽出時期に取得できる最新のものから過去5年分

②治療開始・再開者除外用：契約時点で最新の審査月以降、発送対象者確定時点で最新の審査分まで

③報告書作成用：報告書作成時点で最新の審査分まで

エ：過去3年度分

オ～キ：提供時に最新のもの

\*上記の他、必要なデータについては、別途、甲乙協議の上、提供する。

### 2) 甲及び乙が行う業務

## (1) 介入対象者の決定

乙は、レセプト電算コード及び特定健診結果データの分析を行い、介入対象者として以下のア及びイに記載の生活習慣病重症化のハイリスク者を抽出する。抽出後、対象者の一覧を甲が確認し、以下ウに記載の手順にて、介入対象者を決定する。なお、生活習慣病とは、糖尿病、高血圧、脂質異常症を指す。

### ア 未治療者の抽出について

未治療者は以下①・②両方の条件を満たすものを指す。

- ①事業実施前年度の特定健診結果データで、血糖、血圧、血中脂質が受診勧奨判定値以上(\*1)であるもの

(\*1)受診勧奨判定値の定義は、原則、各項目以下の通り。

血糖：HbA1c6.5%以上または空腹時血糖 126mg/dL 以上

血圧：収縮期血圧 140mmHg 以上または拡張期血圧 90mmHg 以上

血中脂質：中性脂肪 300mg/dL 以上、または HDL コレステロール 34mg/dL 以下、または LDL コレステロール 140mg/dL 以上

- ②前年度健診受診月以降（健診受診月を含む）、対象者抽出時に使用するレセプト電算コード情報において、傷病名（確定または疑い）など該当する生活習慣病の通院に関する記録がないもの

### イ 治療中断者の抽出について

治療中断者は以下①・②・③・④すべての条件を満たすものを指す。

- ①対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプト電算コード情報において、同一年月に、同一の医療機関において一度でも生活習慣病について確定傷病名かつ治療薬の処方があるもの。ただし、生活習慣病の治療薬と確定傷病名は一致する場合に限る。
- ②対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプト電算コード情報において記録されている最後の治療の際に該当する生活習慣病の確定傷病名が記録され、かつ治療薬を処方されているもの
- ③②の最後の生活習慣病の治療薬処方の記録以降、対象者の抽出に使用するレセプト電算コード情報において12か月以上、傷病名（確定または疑い）など該当する生活習慣病の通院に関する記録がないもの
- ④傷病名の転帰が「治癒」ではないもの

### ウ 介入対象者の選定

甲は乙が抽出した対象者について、本事業の介入に適さないとと思われるもの(\*2)を確認し、介入が適さないものについて乙が作成した対象者一覧にフラグをたてる。乙は甲に対し、参考として、対象者の内、悪性新生物、精神疾患、アルツハイマー、指定難病、1型糖尿病、妊娠

糖尿病、人工透析の記録のあるものを提示する。

なお、以下のものは対象者抽出時点で除外する。

- ・多胎児(\*3)であることが疑われるもの

- ・個人番号では個人を特定できない(\*4)ことが疑われるもの
  - ・入院中のみ生活習慣病の治療をうけているもの
  - ・年度末年齢（令和9年3月31日）で40歳未満、あるいは75歳以上に該当するもの
  - ・対象者抽出時点で国保資格を喪失しているもの
  - ・未治療者や治療中断者の条件に該当するかを判定するのに必要な期間中に国保資格を喪失するなど、正しい判定ができないことが疑われるもの
- (\*2) 対象者選定の際、対象者抽出に使用しているレセプト電算コード情報は保険診療を行った医療機関が保険者に診療報酬を請求するための明細書情報であり、必ずしも対象者本人の疾患に確実に合致しているとは限らないことに留意すること。
- (\*3) 被保険者管理台帳に記載されている被保険者証番号、性別、生年月日は一致するが個人番号が異なるもの
- (\*4) 被保険者管理台帳に記載されている個人番号が同一にも関わらず、性別・生年月日が異なるもの

#### エ 最終的な介入対象者の決定

乙は甲がフラグを立てた介入に適さないもの、及び最終的な対象者決定時点での最新のレセプト電算コード情報で該当する生活習慣病の治療が確認されたものを対象者から除外し、最終的な介入対象者を決定する。最終的な介入対象者を決定後、甲の承諾をもって介入を実行する。

#### オ 生活習慣病治療中のものの抽出

乙は参考情報として、以下①・②で定義する治療中のものを抽出し甲へ提供する。

なお、未治療者、治療中断者のいずれかに該当するものについては、抽出対象から除外する。

##### ①受診勧奨判定値以上であり、かつ治療中のもの

前年度健診にて、2) (1) ア①の条件に該当するもののうち、前年度健診受診月以降に該当する生活習慣病の治療歴（通院歴）が存在するもの（\*5）を抽出する。なお健診受診月を含む。

##### ②生活習慣病罹患患者であり、かつ治療中のもの

2) (1) イ①の条件を満たすもののうち、対象者抽出時点で直近12か月間に治療歴（通院歴）が存在するもの（\*5）

（\*5）疑い傷病名や検査および生活習慣病管理指導のみの場合も、通院歴ありとして治療中と判定する。

#### (2) 医療機関受診勧奨の実施

2) (1) エで決定した最終的な介入対象者のうち、未治療者に対し、6に記載の仕様で、医療機関への受診を促す通知書の資材を作成する。

#### (3) 受診勧奨結果報告

医療機関受診勧奨について、結果報告を行う。事業実施内容のほか、受診者数等を取りまとめる。

### 3) 契約締結後のスケジュール

令和8年7月初旬 各種データ授受  
令和8年7月下旬 対象者リストの提出  
令和8年8月初旬 除外用レセプトデータ授受  
令和8年8月上旬 最終的な介入対象者の決定  
令和8年8月下旬 受診勧奨通知送付  
令和8年9月初旬 電話勧奨  
令和9年1月上旬 報告書作成用レセプトデータの授受  
令和9年3月15日まで 効果検証報告書の提出

### 4) その他留意事項

- (1) 成果物のうち受診勧奨資材に関する著作権は受託者に帰属するものとする。また、委託者は、受診勧奨資材が著作物に該当するか否かにかかわらず、受診勧奨資材を改変、公表等をするに当たっては、事前に受託者の承諾を得るものとする。
- (2) 本契約とは別に甲乙が業務委託契約を締結し、または締結する場合であって、当該各契約と本契約において同種のデータの提供が発生する場合は、提供を受けた当該データを”甲から乙へ提供するデータ”として、本契約のほか各契約の目的の範囲及び条件で利用することができるものとする。
- (3) 本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

## 6 「医療機関受診勧奨シート」及び「送付用封筒」の仕様

### 1) 医療機関受診勧奨シート及び送付用封筒のサイズなど

- ・ A3両面印刷のカラーで印刷し、二つ折りしたA4サイズの状態で角2サイズ(片面カラー印刷含)の封筒に封入、封緘をして、郵便局に持ち込み、発送を行うこと。
- ・ 印刷物(医療機関受診勧奨シート)と同様のPDFデータを電子媒体に記録し甲に納品する。

### 2) 医療機関受診勧奨シート表記内容

#### (1) 表面

- ・ 送付用封筒の窓口から見える位置に対象者の宛先(郵便番号・住所・氏名)を印字する。敬称は「様」とし、「親展」とする。  
なお、外字表示に必要なフォントファイルは甲より乙へ貸与する。
- ・ 健診結果から生活習慣病の可能性のあることをわかりやすく伝える。わかりやすい文言・図やナッジ理論などを活用して表現し、医療機関への受診を促すために効果的な内容とする。

## (2) 中面

- ・ 2) (1) エで決定した最終的な介入対象者のうち、未治療者の方の健診結果を体重、BMI、腹囲、血圧（収縮期・拡張期）、中性脂肪、HDLコレステロール、空腹時血糖、HbA1cの項目ごとに表で表示すること。腹囲、血圧（収縮期・拡張期）、中性脂肪、HDLコレステロール、空腹時血糖、HbA1cの項目については、検査数値の経年での変化をグラフ化して表示すること。
- ・ 健診項目ごとのグラフには基準値を表示すること。
- ・ 直近の検査結果値が基準値を超えている場合、グラフに注意喚起の印を付与すること。
- ・ 糖尿病専門医かつ臨床医監修による、健診結果値の推移を考慮した個別の生活習慣改善アドバイスを自動生成して記載すること。アドバイスは生活習慣改善行動が促進されるような内容とし、必ず糖尿病専門医かつ臨床医の監修を受けた内容とすること。
- ・ 全般及び検査値に関する文章、問診を含めた生活習慣による改善方法等を示す文章は、一文ではなく複数の文章で構成される一定の分量であり、糖尿病専門医かつ臨床医監修の医学的根拠に基づき生成されているものである旨を記載すること。
- ・ 集団分析に基づく健康状態改善のための健康行動の提案がなされていること。  
なお、集団分析には、特許取得済みの技術を用いた独自の分析を加えること。

## 7 電話勧奨

医療機関受診勧奨シート発送後に、対象者へ架電を行い、受診の有無を確認し、受診予定の無い方には受診を促す内容にて電話勧奨を実施すること。スクリプト（台本）及び架電開始日等は、甲乙協議の上、定めるものとする。

- ・ 架電業務従事者は専門職（看護師等）を配置すること。
- ・ 不在や通話中等で不通の場合は、電話勧奨対象者1人に対し、時間帯や実施日を変更して3回まで架電すること。3回架電した上で、不通の場合は、架電したものとみなす。
- ・ 架電は平日のみで9:00~17:00とする。
- ・ 本業務以外の問合せ等については原則対応しないこと。
- ・ 電話勧奨用の電話番号はフリーダイヤルとする。
- ・ 直接対応を基本とし、留守番電話等には必要最低限度のメッセージ以外は残さないこと。
- ・ 不在等で架電先に着信履歴が残り、それをもとに対象者から問合せがあった場合は、受託者は架電した内容を伝え、架電時と同様に勧奨を行う。

## 8 効果検証

- ・ 勧奨業務完了後、契約期間内に勧奨効果の効果検証を行い、報告書を作成の上、甲に報告すること。
- ・ 効果検証を行う上で、必要なデータや提供日程等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

## 9 受託実績

受託機関の実績として下記内容全てを有すること。

- ・ 県内において、本事業と同様の事業を昨年度複数自治体以上で実施した実績を有すること。
- ・ 自治体において、健診データを活用した個別通知送付に関わる業務と同様の業務を3年連続で受託した実績を10件以上有すること。

- ・政令指定都市において、健診データを活用した個別通知送付に関わる業務と同様の業務を2年連続で受託した実績を有すること。

## 10 個人情報の取扱い

- ・乙は、日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク及びISO27001（ISMS）認証を取得していなければならない。また、乙は甲の定める個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- ・乙は、本業務の従事者に対して、秘密の保持、目的外の利用禁止、情報漏えい事故や事件などの予防対策及びその発生時の対応など従事者への教育、指導を徹底させ、個人情報の保管・管理・利用に万全を期すこと。
- ・甲から提供した個人情報及び事業実施に伴い加工した個人データについては、事業終了後、甲に返却すること。ただし、破棄の指示があった場合は、速やかに破棄すること。

## 11 損害賠償

乙及び業務従事者が故意または過失により、甲あるいは被保険者に損害を与えたときは、必要な損害賠償を履行する。ただし、受託者が甲に対して負う損害賠償の金額は、契約金額を超えないものとする。

## 12 再委託

業務の一部を第三者へ再委託する場合は、事前に甲の同意を得るとともに、機密保持及び個人情報の保護において、乙と同等の管理を行い、乙が全ての責任を負うものとする。

## 13 著作権

本業務に伴い制作した資材の著作権は、乙に帰属する。ただし、契約期間内は、甲は資材の使用権を有し、修正及び改造のために必要な範囲での第三者に対する成果物の開示ができるものとする。

## 14 その他

本仕様に定めのない事項及び運用については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

以上